

# 第六十三回 參議院 農林水産委員会会議録 第十七号

昭和四十五年五月八日(金曜日)  
午後二時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

園田 清充君

事務局側  
常任委員会専門員

宮出 秀雄君

農林政務次官 宮崎 正雄君  
農林大臣官房長 魁長 友義君

農林省農政局長 池田 俊也君  
食糧庁長官 森本 修君

農林水産委員会会議録第十七号	昭和四十五年五月八日(金曜日)
出席者は左のとおり。	
委員長	園田 清充君
理事	
委員	
高橋雄之助君 北村 輝君 達田 龍彦君 藤原 房雄君	亀井 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
小林 志郎君 櫻井 一雄君 小林 国司君	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
鉢木 省吾君 田口長治郎君 任田 新治君	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
森 八三一君 和田 鶴一君 川村 清一君	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
沢田 秀三君 村田 実君 向井 長年君	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
河田 賢治君	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
小沢 長男君	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
厚生省年金局長	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
農林大臣	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
政府委員	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
農林水産委員會委員長	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
衆議院議員	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
國務大臣	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君
一方、米の生産量は、品種の改良、稻作技術の りります。	北村 善彰君 青田源太郎君 河口 陽一君 久次米健太郎君

本日の会議に付した案件

- 外國政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 農業者年金基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(園田清充君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

外國政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 外國政府等に対する米穀の売渡しに関する暫定措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、米の一人当たり消費量は、食生活の高度化により減少の一途をたどり、人口の増加や加工用需要の増加はあるものの、總体としての需要量は、三十八年度の千三百四十一万トンをピークにその後の五年間で約百二十万トンの減少をみております。

一方、米の生産量は、品種の改良、稻作技術の向上、土地改良の進展等により、昭和四十二年以降連続三年間千四百万トン台を記録するに至っております。

このような事情から米の需給は恒常的な供給過剰の状態となつておなり、これを反映して政府の古米持ち越し量は、昨年十月末には約五百五十万トンに達し、本年十月末にはこのまま推移すれば約八百万トンに達するものと見込まれ、これに伴い食糧管理の運営の面でも種々困難な問題に当面するに至っております。

このよろずな事態に対処するため、政府といなしましては、基本的には緊急に需給の均衡を回復すことが必要と考え、需要の拡大をはかるとともに地方公共団体、生産者団体の協力を得て米の減産対策に取り組んでいるところであります。

また、現に発生している過剰米については、あらゆる方策を講じ極力有効な処理をはかることが必要であり、これについても観察検討を重ね、その一部についてはすでに実施に移しているところであります。

海外への国内産米の輸出は、このような米の過剰対策の一つとして、有効な方途であると考えられます。ですが、わが国の田粒種の米に対する嗜好等の問題があるほか、輸入国が主として開発途上国であることから、これらの国の財政事情、経済事情等により必ずしも円滑には進まない面があるのであります。そこで政府がその保有する米穀を輸出を目的として売り渡す場合に、その売り渡し代金の支払いにつき長期、低利の延べ払いの方法によることができます。そこでできることとし、米穀の円滑な輸出に資することとしようというのがこの法律案の趣旨であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決いただきますようお願いいたします。

○委員長(園田清充君) 次に、補足説明及び関係

この法律案の主たる内容といたしましては、政府がその保有する米穀を輸出を目的として売り渡す場合に、その代金の支払い方法を長期の延べ払いによることができるとしていることとあります。ですが、この場合の売り渡しの相手方により次のような支払い方法を認めることとしたております。

第一は、外國政府その他これに準ずるものとして農林大臣が指定する者に対し売り渡す場合では、担保の提供を免除し、政令で定める利率を下らない利率による利息を付した上、十年以内の据え置き期間を含めて三十年以内の年賦支払いの方法によるものとしております。

第一は、政府がその保有する米穀を外國政府等以外の者に対し売り渡し、その者がこれを外國政府等に売り渡す場合であります。この場合の外國政府等に売り渡す場合であります。この場合の外國政府等以外の者に対する売り渡しの対価の支払い方法は、確実な担保を提供させ、政令で定める利率を下らない利率による利息を付した上、三年以内の年賦支払いまたは半年賦支払いの方法によるものとしております。なお、この場合は、政府から米穀の売り渡しを受けた者が、これを外國政府等に対し、同一の条件で売り渡すことが確実と認められる場合に限るものとしております。

なお、わが国の米穀の輸出の海外の米輸出国に対する影響に配意し、この法律に定める条件による米穀の売り渡しは、開発途上にある諸国との米穀の通常の輸出を阻害することのないよう配慮して行なうものとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決いただきますようお願いいたします。



別、それから輸出の性格別、それから輸出数量、それからそれぞれの年産の区分、それから積み出しをいたします時期別に分けまして輸出関係の実績を掲げております。これにつきましてもしばしば御説明を申し上げたとおりでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明といたします。

○委員長(園田清充君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(園田清充君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(園田清充君) 次に、昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案を講題といたします。

まず、政府からの説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申上げます。

農林漁業団体職員共済組合制度の給付内容につきましては、逐次改善を見ており、特に昭和四十

四年度においては、既裁定年金の増額改定等大幅な改定を行なつたのであります。昭和四十五年におきましても、国家公務員共済組合等他の共

済組合制度に準じて、その給付内容をさらに改善することといたした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申上げます。

第一は、既裁定年金のうち、昭和四十年九月以前の組合員期間を含むものにつきまして、昭和四

十四年度に実施した年金額の改定の際に用いた標準給与に乘ずる率の算定の基礎となつた増額率を上げ、昭和四十五年十月分以後、その年金額を改定することとしております。

第二は、既裁定年金の最低保障額につきまして、昭和四十五年十月分以後、七十歳以上の者に

かかる退職年金または障害年金については十二万円に、七十歳以上の者または妻、子もしくは孫にかかる遺族年金については六万円にそれぞれ引き

ます。

以上がこの法律案の提案理由と内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決いた

だきますようお願い申し上げます。

○委員長(園田清充君) 次に、本案につきましては、衆議院において修正を加えられております。

その修正点について衆議院農林水産委員長代理理事小沢辰男君より説明を聽取いたします。小沢辰男君。

○衆議院議員(小沢辰男君) 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年

金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正の趣旨を御説明申

し上げます。

修正の内容は、社団法人中央酪農会議を新たに農林漁業団体職員共済組合法の適用対象とするも

のであります。

社団法人中央酪農会議は、昭和三十七年八月二十八日に全国農業協同組合中央会等六団体を会員として設立され、昭和四十一年に、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行に伴い、都道府県指定生乳生産者団体を新たに会員に加えておりますが、職員の福利厚生の向上と酪農指導事業の円滑な運営に資するため、今回、その役職員をこの年金の対象に加えることを適当と認め、衆議院農林水産委員会において、委員長提案により修正を加えましたものであります。

何とぞ慎重重御審議の上御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(園田清充君) 次に、補足説明及び関係資料の説明を聴取いたします。池田農政局長。

○政府委員(池田俊也君) 昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申

し上げます。

第一ページでございますが、これは農林年金の組合員数及び標準給与の平均月額の表でございま

す。昭和四十三年度の時点を見ますと、組合員は三千八万六千九百六十三人、任意継続組合員が二千七百九人、標準給与の平均月額、組合員の場合には三万三千七百十九円というように相なつてお

ります。

次に、二ページに入りまして、これは年度別年金種別裁定状況でございますが、たとえば退職年金

金を取り上げてみると、昭和四十三年におきましては三千七十四人の方が該当でございます。

一人当たりの平均金額は十六万一千円程度に相なつておるわけでございます。

次に三ページに入りまして、年度別の一時金種別裁定状況でございます。これにつきましては

らんのとおりの状況でございます。

それから四ページでございますが、年度別の掛け金の収入額及び給付金の支払い状況でございま

すが、掛け金はたとえば四十三年で見ますと百四十二億円程度、給付費は四十一億円程度、比率でございますが、四十三年度におきましては七百九十六億円に相なつております。

それからその次の五ページは、掛け金の負担割合及び掛け金率でございますが、負担割合は組合員と事業主が半分半分、こういうことでございま

すが、今回、さらに、昭和四十五年十月分以後、昭和四十四年度において、退職年金または障害年金について九万六千円に、遺族年金については四万八千円にそれぞれ引き上げたところであります。

すが、今回、さらに、昭和四十五年十月分以後、昭和四十四年度において、退職年金または障害年金について九万六千円に、遺族年金については四万八千円にそれぞれ引き上げたところであります。

すが、今回、さらに、昭和四十五年十月分以後、昭和四十五年十月一日としております。

これらの年金の給付を受ける者が七十歳に達したときも同様の措置をとることとしております。

また、新規裁定年金の最低保障額につきましても、同様に引き上げることとしております。

なお、この法律の施行期日につきましては、昭和四十五年十月一日としております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明といたします。

次に、関係の資料につきまして簡単に御説明申上げます。

第一ページでございますが、これは農林年金の組合員数及び標準給与の平均月額の表でございま

す。昭和四十三年度の時点を見ますと、組合員は

三千八万六千九百六十三人、任意継続組合員が二

千七百九人、標準給与の平均月額、組合員の場合には三万三千七百十九円というように相なつてお

ります。

次に七ページに入りまして、これは年金者の数を出しておる

族年金の関係の統括別の年金者の数を出しておる

わけでございますが、これは御存じのように、今

回の改正法の中で七十歳以上の方の退職障害年金

あるいは遺族年金それから妻、子、孫にかかる遺族年金の最低保障額の引き上げをいたしておりますので、それに關係のある資料でございます。そこに載せてありますような数の中で一定の方がいままの最低保障額の引き上げに關係をしてまいるわけでございます。

それからその次に、八ページに財源率の試算がございますが、これは数字を示してございますが、上のほうに數理的保険料、それから整理解資源率、それから国庫補助分を引きましたものが九五・九七、これが先ほど掛け金率として出てまいりました千分の九十六の根拠でございます。今回の改正によります整理解資源率、それから四十四年度改正の際の整理資源率、合わせますと約千分の五程度に相なるわけでございます。合計いたしますと千分の百一、こうしたことになるわけでございますが、御存じのように掛け金率は据え置きにする、こうすることに相なつておるわけでございます。

それからその次の九ページ以降、従来の農林年金関係の制度改正の経過を簡単に拾つて載せておきます。

○委員長(國田清充君) 本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○委員長(國田清充君) 次に、農業者年金基金法案を議題といたします。  
まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 農業者年金基金法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年におけるわが国経済の高度成長のうちにあって、農業がその生産性の向上をばかりつづ国民食糧その他の農産物の安定的な供給を行ない、農業者に他産業從事者と均衡のとれた所得と生活水準を実現し得るようにすることは農業と農政に

課せられた基本的課題であります。

農業がこの要請に十分こたえるためには、資質のすぐれた經營担当者による規模の大きく生産性の高い農業経営によって、農業生産の相当部分が担当されることが必要であり、このため、農業の構造改善のための各般の施策を総合的に推進し、

次代になら優秀な後継者が将来に希望と自信を持つて安心して農業にいそしめる基盤を確立することが必要であると考えるのであります。

ところで、優秀な經營担当者の確保、經營移譲の促進、經營規模の拡大等は、農業者の老後生活の安定と密接に関連している面があるのであります。そこで、このような観点から、農業者年金制度を創設するとともに、これを補完するため、この制度の対象とならない老齢または零細經營主に対し離農給付金を支給することとし、また、離農を希望する者の農地等の買い入れ及び売渡し並びに融資の措置を一体的に講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申しあげます。

第一に、農業者年金基金の目的は、農業者の經營移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行ない、並びにこれに関連して農地等の買入及び売渡し等の業務を行なうことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業經營の近代化及び農地保有の合理化に寄与することとしております。

第二に、基金の業務は、農業者年金事業を行なうこと、農地等の買入及び売渡し並びに農地等の取得に必要な資金の貸し付けを行なうこととしております。また、一定の期間、農業者年金の被保險者以外の者が經營移譲をした場合に離農基金を支給する業務を行なうことができるとしております。

第三は、農業者年金事業に関する規定であります。まず、被保險者につきましては、国民年金に加入しておられます。

○委員長(國田清充君) 本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

○委員長(國田清充君) 次に、農業者年金基金法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 農業者年金基金法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年におけるわが国経済の高度成長のうちに

入している一定規模以上の農業経営主を当然加入とし、このほか、一定の要件に適合する者は、任意加入し得ることとしております。

また、農業者年金の被保險者は、国民年金の所持する割合に応じて、年金額につきましては、経営移譲をした者に対する割合としてあります。

次に、給付される年金額につきましては、経営移譲をした者に対する割合としてあります。

○委員長(國田清充君) 次に、本案につきましては衆議院において修正が加えられております。その修正点につき、衆議院農林水産委員長代理理事小沢辰男君より説明を聽取いたします。小沢辰男君。

○衆議院議員(小沢辰男君) 農業者年金基金法案に対する衆議院における修正の趣旨を御説明申します。

修正の内容は、農業者老齢年金の額について政

府原案では百八十円に保険料納付済み期間の月数を乗じて得た額となつております。

なお、制度の発足当初においては、年金受給に必要な拠出期間を年齢に応じ五年まで短縮するときから一定額の年金を支給することとしておりました。年金の額についても機遇措置を講ずることとしております。

第四は、農業者年金事業に関する費用についての規定であります。

第五は、基金が行なう農地等の買入及び売

り渡し等の業務に関する規定であります。

第六は、離農しようとする者から一定の区域内にある農地等を買入れることができるものとし、その売渡しは、農業經營の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資することとなるようしなければならないものとしております。

第七は、基金が行なう資金の貸し付けは、農業者年金の被保險者等が、離農しようとする者から、一定の区域にある農地等を取得しようとする場合に行なうものとしております。

第八は、すでに提案理由説明において申し述べました

つきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べました

ので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一章は、基金の目的、事務所等について定めた總則的な規定であります。

第二章は、基金の組織に関する規定であります。

第三章は、基金の財務及び会計、基金に対する

監督等について所要の規定を置いております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決いただきますようお願いいたします。

○委員長(國田清充君) 次に、本案につきましては衆議院において修正が加えられております。その修正点につき、衆議院農林水産委員長代理理事小沢辰男君より説明を聽取いたします。小沢辰男君。

○衆議院議員(小沢辰男君) 農業者年金基金法案に対する衆議院における修正の趣旨を御説明申します。

修正の内容は、農業者老齢年金の額について政



それから九ページに地域別耕地面積の数字を出しています。

それから十ページに農地の権利移動許可の実績の数字を出しますが、面積でみると、最近は大体十二万ないし十三万ヘクタール程度でございます。その中で所有権移転によりまして有償の自作地の所有権移転が七万ヘクタール程度に相なつておるわけでございます。

それから次に、十一ページに農業就業人口の推移を示してござりますが、農業関係の就業人口は四十三年で九百七万人でございまして、全体の中で占める割合といったしましては、一八%程度になつておるわけでございます。

それから次に、十二ページに年齢別、男女別基幹農業従事者の数を出してございますが、男と女の比率は最近では大体四十三年をみると、男が四二%くらい、女が五八%くらいに相なつておるわけでございます。なお、年齢別でみると、かなり年齢の高い者の割合が多くなつてしまつております。たとえば四十三年でみますと、五十歳以上が四%程度を占めておるわけでございます。

それから次に、十三ページに新規学卒者の農業就業動向でございます。これは学校基本調査の数字でございますが、四十四年度におきましては、新規学卒者の農業就業者が五万一千人程度ということでおざいまして、若干減少ぎみにござりますが、その内容をみると、高校卒の割合がかなり上がつてきておるわけでございます。四十四年度では七一%くらいが高校卒になっておるわけでござります。

それから次に、農業生産法人の数の推移を示してございますが、全体いたしましては逐次増加の傾向にござります。

それから十五ページに年金の給付の仕組みを一覧表にして載せておるわけでございまして、これは上のほうに書いてござりますのは保険料の納付済期間に応じまして、経営移譲年金あるいは老齢年金なりがどういう額になるかといふことと、それから国民年金の関係の給付がどうなるかという

ことを示しておるわけでございます。それから下の図はいまの農業者年金の仕組みを圖解したものでございます。

それから十六ページに国民年金の概要を示したるものでございますが、これは省略させていただきます。

それから十七ページ以下に関係の審議会におきまして審議されました結果の意見等を載せてございまして、国民年金審議会、それから二十二ページには社会保障制度審議会の答申等を載せておるわけでございます。

以上をあわまして説明を終わります。

○委員長(園田清君) 本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれをもって散会いたします。

午後三時八分散会

五月七日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月十日)

### 一、農業者年金基金法案

#### (年金)

農業者年金基金法案  
(小字及び一は衆議院修正の部分)

第四十八条 農業者老齢年金の額は、<sup>五百八十円に</sup>保険料納付済期間の月数を乗じて得た額とする。

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、國が行なう民有林野の分取造林に関する特別措置法案(衆)

国が行なう民有林野の分取造林に関する特別措置法案

#### (目的)

第一条 この法律は、林業の自然的經濟的社會的制約により造林が十分に行なわれていない民有林野を効率的に利用するため、すみやかに造林を行なう必要があると認められる民有林野について、契約により國が造林を行ない、もつて森林生产力の増進を図り、あわせてその所在する地域の振興と國土の保全その他森林の有する公益的機能の確保に資することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「民有林野」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第三項に規定する民有林をいう。

第三条 この法律において「造林」とは、人工植栽の方法により森林を造成することをいう。

第四条 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項規定を準用する。

第五条 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、その全部又は一部につき造林を行なう必要がなくなつたと認められる造林実施地域について、中央森林審議会及び関係都道府県知事の意見をきいて、造林実施地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前項規定を準用する。

第六条 農林大臣は、造林実施地域として指定することができる。

第七条 農林大臣は、造林実施地域を指定したときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第八条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第九条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十一条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十二条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十三条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十四条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十五条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十六条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十七条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十八条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十九条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第二十条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

4 農林大臣は、国営分取造林計画をたてたときは、逕轍なく、これを公表しなければならない。

5 農林大臣は、森林の現況、經濟事情等に変動があつたため必要と認めるときは、国営分取造林計画を変更することができる。この場合においては、前二項の規定を准用する。

(造林実施地域の指定等)

第六条 農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、中央森林審議会の意見をきいて、自然的經濟的社會的制約により造林が十分に行なわれない地域であり、かつ、すみやかに造林を行なうことが必要であると認められる地域を造林実施地域として指定することができる。

第七条 農林大臣は、造林実施地域を指定したときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第八条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第九条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十一条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十二条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十三条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十四条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十五条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十六条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十七条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十八条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第十九条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第二十条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第二十一条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第二十二条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第二十三条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

第二十四条 農林大臣は、造林実施地域として指定するときは、逕轍なく、その旨及び当該区域を官報で公示しなければならない。

分取造林契約を締結したい旨の由出をした場合において、当該申出に係る民有林野が次の各号に掲げる要件（地方公共団体が所有する民有林野にあつては、第二号に掲げる要件を除く。）のすべてをみたすときは、当該民有林野の所有者を相手方として国営分取造林契約を締結することができます。造林を行なう必要があると認められること。

二 政令で定める理由により、当該民有林野について自ら造林を行なうことが困難であること。

三 政令で定める理由により、当該民有林野について分取造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）に規定する分取造林契約によつて造林を行なうことが困難であること。

四 当該民有林野が一団地を形成していること又は一団地を形成していないが相互に近接しており、一の造林事業により技術上経済上効率的に造林を行なうことができるること。

五 当該民有林野の面積（当該民有林野が一団地を形成していない場合には、これらとの民有林野の面積を合計した面積）が政令で定める面積以上であること。

（国営分取造林契約の内容）

第六条 国営分取造林契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 造林地の所在及び面積

二 当該契約の存続期間

三 地上権の設定に関する事項

四 植栽すべき樹種

五 植栽の予定期間

六 手入れの方法

七 主伐の予定期間

八 収益を分取する割合

九 造林に関する費用の負担に関する事項

十 その他必要な事項

（持分等）

第七条 国営分取造林契約による造林に係る樹木

は、國と当該造林地の所有者との共有とし、その持分は、当該契約に定められた収益を分取する割合によるものとする。

2 造林に着手した後に天然に生じた樹木は、国営分取造林契約による造林に係る樹木とみなす。造林に着手する前から存した樹木であつて造林に係る樹木とともに生育させたものも、同様とする。

3 根株は、造林地の所有者の所有とする。ただし、国営分取造林契約において別段の定めをすることができる。

4 国営分取造林契約による造林に係る共有の樹木については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条（共有物の分割請求）の規定は、適用しない。

（収益を分取する割合等）

第八条 造林地の収益を國及び造林地の所有者が分取する割合は、それぞれ十分の五を標準とし、地代、造林費等を参考して当該契約で定める。

2 造林地の収益は、その樹木の売却代金をもつてする。ただし、管林局長と造林地の所有者との協議により、材積をもつてすることができる。

3 国営分取造林契約による造林に係る樹木に關し、第三者から賠償金その他の金錢を受けたときは、当該金額からその請求に要した費用を控除した額を収益を分取する割合によつて分取する。

（林産物の採取）

第九条 造林地の所有者は、造林地について、次に掲げる林産物を採取することができる。

一 下草、落葉及び落枝

二 木の実及び木のこ類

三 手入れのため伐採する枝

四 植栽すべき樹木

（処分の制限）

第十一条 造林地又は第七条の規定による持物の譲り受け

渡は、農林大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。

（造林地の貸付け等）

第十二条 管林署長は、公用、公共用若しくは公用の織入れ

益事業のため必要があるとき、又は造林地の經營に支障がないときは、造林地を貸し付け、又は使用させることができる。この場合における貸付料又は使用料は、造林地の所有者の収入とする。

（国営分取造林契約の解除）

第十三条 農林大臣は、次の各号の一に該当する場合には、国営分取造林契約の全部又は一部を解除することができる。

一 造林地の所有者が自ら造林地の經營をしようとする場合において経営の能力が確実であると認めたとき。

二 契約の目的を達することができないと認めたとき。

三 造林地の所有者が造林地又は第七条の規定による造林に係る樹木の持分の譲渡につき、第十条の規定による承認をするとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、政令で定める事由があるとき。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（国営分取造林契約の締結）

2 この法律による国営分取造林契約は、この法律の施行の日から起算して十五年を経過した日以後は、締結することができない。

（国有林野事業特別会計法の一部改正）

3 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中「及びその附帯業務」を、「國

が行なう民有林野の分取造林に關する特別措置法（昭和四十五年法律第一号）第五条の契約

により行なう事業及びこれらの附帯業務」に改める。

（農林省設置法の一部改正）

4 農林省設置法（昭和二十四年法律第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十九号及び第六十号並びに第五十

八条第一項中「及び公有林野等官行造林地」を

「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分

收造林地」に改める。

第六十一条第四号中「公有林野等官行造林地」

に係る樹木について國の有する権利を取得する。

（国営分取造林契約に係る造林事業に関する費用の織入れ）

第十四条 政府は、国営分取造林契約に係る造林事業の業務の執行に要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に織り入れるものとする。

（施行手続等の農林省令への委任）

第十五条 この法律に別段の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その他の事務の執行について必要な事項は、農林省令で定めることとする。

（附則）

第十六条 この法律は、公布の日から施行する。

（国営分取造林契約の締結）

第十七条 第二項中「及びその附帯業務」を、「國

が行なう民有林野の分取造林に關する特別措置法（昭和四十五年法律第一号）第五条の契約

により行なう事業及びこれらの附帯業務」に改める。

（農林省設置法の一部改正）

第十八条第一項中「及び公有林野等官行造林地」を

「公有林野等官行造林地及び民有林野国営分

收造林地」に改める。

第六十一条第四号中「公有林野等官行造林地」

の下に「及び民有林野国営分取造林地」を加え

第六十三条第一号及び第二号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国營分取造林地」に改める。

第六十五条第一項中「森林法」の下に「及び國が行なう民有林野の分取造林に關する特別措置法(昭和四十五年法律第号)」を加える。

第六十七条第一号及び第三号並びに第七十条第一項第一号及び第三号中「及び公有林野等官行造林地」を「公有林野等官行造林地及び民有林野国營分取造林地」に改める。

(分取造林特別措置法の一部改正)

5 分取造林特別措置法の一部を次のように改正する。

第一条中「国有林野法」を「國が行なう民有林野の分取造林に關する特別措置法(昭和四十五年法律第号)第五条(國營分取造林契約の締結)の契約及び国有林野法」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十五年度約五億円、平年度約百億円であり、以後増する見込みである。